

# 一般財団法人山形陸上競技協会定款細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 一般財団法人山形陸上競技協会（以下「本協会」という。）定款第48条に基づき、本協会の組織運営に関する細部を規定する。

## 第2章 組織

(加入団体及びその他の加入団体)

第2条 加入団体は、別表第1に定める山形県内の地域の陸上競技界を統轄する唯一の団体として、当該地域の陸上競技の普及および振興を図る。

2 前項の加入団体は、当該郡市地区名を冠した陸上競技協会とする。その名称には、「郡」「市」「地区」「町」「村」を付す。

3 その他の加入団体とは、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「日本陸連」という。）登録規程に基づき5名以上で登録する団体及びクラブチームとし、加入団体とは区分される。

(加入団体の脱退又は合併)

第3条 加入団体の脱退又は合併は、評議員会の決議による。

(協力団体)

第4条 協力団体は、山形県高等学校体育連盟陸上競技専門部（以下「高体連」という。）、山形県中学校体育連盟陸上競技専門部（以下「中体連」という。）及び特定非営利活動法人山形県マスターズ陸上競技連盟（以下「マスターズ連盟」という。）とする。

## 第3章 加入団体、協力団体の義務行為

(分担金)

第5条 加入団体及び協力団体は、分担金を毎年5月末日まで納入する。

2 分担金は、別表第2に掲げる評議員候補推薦者数に、10,000円を乗じて算出した額とする。

(会員登録及び登録料)

第6条 加入団体及び協力団体は、日本陸連WEBサイトで登録手続きを行い、登録料を本協会に毎年5月末日まで納入する。

2 前項の期日によるほか、日本陸連が定める期日まで追加登録ができる。

3 会員登録及び登録料に関する細部は別に定める。

## 第4章 評議員

(評議員)

第7条 定款第11条第1項に定める評議員の構成は別表第2のとおりとし、理事会は評議員候補者を評議員会に推薦する。

2 加入団体及び協力団体は、別表第2に従い評議員候補者を理事会に推薦する。

3 前項の評議員候補者は登録会員であることとするが、高体連及び中体連の評議員候補者は登録会員と限らない。

## 第5章 役員

(理事)

第8条 定款第23条1項第1号に定める理事の構成は別表第2のとおりとし、理事会は理事候補者を評議員会に推薦する。

2 加入団体及び協力団体は、別表第2に従い理事候補者を理事会に推薦する。

- 3 学識経験者の理事候補者は、代表理事が理事会に推薦する。
- 4 理事候補者は、登録会員であることとするが、学識経験者は登録会員と限らない。ただし、登録会員以外の学識経験者は、別表第2に掲げる学識経験者理事候補推薦者数の3分の1以内とする。

(代表理事)

第9条 定款第23条第2項及び第3項に定める代表理事は、本協会を代表する。

- 2 会長は、本協会の業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(業務執行理事)

第10条 定款第23条第2項及び第3項に定める業務執行理事は、理事会の決議に基づき本協会の業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長の委嘱する担当業務を統括執行する。
- 3 専務理事は、理事会の決議に基づき、法人の業務を掌理する。
- 4 必要に応じ副専務理事2名以内を置くことができるものとし、常務理事の中から理事会で選任する。
- 5 副専務理事は、専務理事を補佐し、専務理事が事故あるとき、または欠けたとき代理する。
- 6 常務理事は、理事会の決議に基づき、法人の業務を執行する。また、担当業務を執行する。専務理事または副専務理事に事故あるとき、又は欠けたときは、専務理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(理事の特別協力会費)

第11条 理事は、本協会の運営協力のため、特別協力会費を毎年7月末日まで納めるものとする。

- 2 特別協力会費は年10,000円とする。

(監事)

第12条 定款第23条1項第2号に定める監事は、理事会が監事候補者を評議員会に推薦する。

- 2 監事候補者は、代表理事が理事会に推薦する。
- 3 監査に関する細部は別に定める。

(役員の定年)

第14条 役員は就任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。

- 2 任期中に満75歳を迎えた役員の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

(加盟団体及び関係団体の役員)

第15条 本協会が加盟する団体及び他の関係団体への役員は、当該団体の推薦基準に基づき常務理事会で選定し推薦する。

## 第6章 役員等に対する罰則及び損害賠償責任

(役員等に対する罰則)

第16条 本協会の何らかの役職にある者が、その職にふさわしくない行為があったと認めるときは、理事会において調査し、決議により、注意、解職又は除名等の処分を行う。ただし、理事、監事及び評議員の解職又は解任は、法令及び定款による。

(役員等の損害賠償責任)

第17条 理事、監事又は評議員は、不法行為又はその任務を怠ったことにより本協会に対し損害を与えたときは、法令の定めるところにより、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。又、第三者に対する損害も同様となる。

- 2 前項の赦免については、法令の定めによる。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第18条 本協会に賛助会員を置くことができる。

2 賛助会員に関する細部は別に定める。

## 第8章 諸会議

(評議員会)

第19条 定時評議員会は、毎年度6月に開催する。ただし、理事会の決議により開催月を変更することができるが、定款第17条の規定を遵守しなければならない。

2 臨時評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第179条及び第180条の規定による。

(理事会)

第20条 定例理事会は、毎年度5月と2月に開催する。ただし、常務理事会の決議により開催月を変更することができるが、定款第25条第3項の規定を遵守しなければならない。

2 臨時理事会は、一般法人法の定めによるほか必要に応じ開催するものとする。

(常務理事会)

第21条 常務理事会は、理事会が決議した業務の執行機関となり、重要事項については理事会への付議機関となる。

2 常務理事会は、代表理事及び業務執行理事をもって構成し、専務理事が招集し、議長の任にあたる。ただし、協議案件によっては出席した他の理事が議長の任にあたる。

(関係団体連絡協議会)

第22条 加入団体及び協力団体との相互の情報交換及び陸上競技の振興と発展を目的とし、関係団体連絡協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

2 協議会の構成は、加入団体及び協力団体の代表者を基本とする。

3 協議会の開催に関する細部は別に定める。

## 第9章 雑則

(補則)

第23条 この細則の改定は、理事会の決議による。

附則

1 この細則は2019年（平成31年）2月23日から施行する。

2 この細則に移行された、規程第1号の一部、規程第2号、規程第3号及び規則第1号は廃止する。

別表第1（第2条関係） 加入団体の名称、構成市町村

加入団体名	構成市町村
①米沢市陸上競技協会	米沢市
②南陽東置賜地区陸上競技協会	南陽市, 高畠町, 川西町
③西置賜地区陸上競技協会	長井市, 小国町, 白鷹町, 飯豊町
④上山市陸上競技協会	上山市
⑤山形市陸上競技協会	山形市
⑥天童東村山地区陸上競技協会	天童市, 山辺町, 中山町
⑦西村山地区陸上競技協会	寒河江市, 河北町, 西川町, 朝日町, 大江町
⑧北村山地区陸上競技協会	村山市, 東根市, 尾花沢市, 大石田町
⑨新庄地区陸上競技協会	新庄市, 金山町, 最上町, 舟形町, 真室川町, 大蔵村, 鮭川村, 戸沢村
⑩鶴岡市陸上競技協会	鶴岡市, 三川町, 庄内町
⑪酒田市陸上競技協会	酒田市, 遊佐町

別表第2（第7条、第8条関係） 評議員及び理事候補推薦者数

推薦区分	評議員	理事
①米沢市陸上競技協会	2	1
②南陽東置賜地区陸上競技協会	2	1
③西置賜地区陸上競技協会	2	1
④上山市陸上競技協会	2	1
⑤山形市陸上競技協会	4	1
⑥天童東村山地区陸上競技協会	2	1
⑦西村山地区陸上競技協会	2	1
⑧北村山地区陸上競技協会	3	1
⑨新庄地区陸上競技協会	2	1
⑩鶴岡市陸上競技協会	3	1
⑪酒田市陸上競技協会	3	1
⑫置賜ブロック（①②③）	—	1
⑬村山・最上ブロック（④⑤⑥⑦⑧⑨）	—	1
⑭庄内ブロック（⑩⑪）	—	1
⑮山形県高等学校体育連盟陸上競技専門部	1	1
⑯山形県中学校体育連盟陸上競技専門部	1	1
⑰特定非営利活動法人山形マスターズ連盟	1	1
⑱学識経験者	—	16
合計	30	33